

**廃棄物の受入基準の細目規定
～石綿廃棄物の受入基準～
(修正案)**

廃棄物の受入基準の細目規定(修正案)

(廃棄物の受入基準)

事業団が埋立処分をする廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表に定める受入基準に適合するものとする。

共 通 受 入 基 準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性 を有しないもの	
個 別 受 入 基 準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(溶融固化物に限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85パーセント以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鉱さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
上記産業廃棄物のうち石綿廃棄物	シート等で覆い、外界と遮断すること
石綿含有産業廃棄物 (非飛散性のもの)	・やむを得ない場合を除き、非破壊で搬入すること ・概ね10cm以下に裁断されているものは、丈夫な袋等で梱包すること
廃石綿等 (飛散性のもの)	次のいずれかの飛散防止措置が講じられていること ・厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること ・コンクリート等により固形化されていること
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化物限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

* 溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。

* 判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)による。

廃棄物の受入基準の細目規定(現行案)

(廃棄物の受入基準)

事業団が埋立処分をする廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表に定める受入基準に適合するものとする。

共 通 受 入 基 準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性 を有しないもの	
個 別 受 入 基 準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(溶融固化物に限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85パーセント以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鉱さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
上記産業廃棄物のうち飛散性石綿廃棄物	次のいずれかの飛散防止措置が講じられていること ・厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること ・コンクリート等により固形化されていること
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化物に限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

* 溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。

* 判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)に、